

◎新潟県教育委員会訓令第8号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(教育職員の週休日及び勤務時間の割振り) 第4条 教育職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるものを除くほか日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45分とする。 2・3 (略)	(教育職員の週休日及び勤務時間の割振り) 第4条 教育職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）の週休日及び勤務時間の割振りについては、別に定めるものを除くほか日曜日及び土曜日を週休日とし、1日の勤務時間は7時間45分とする。 2・3 (略)